## 質問回答書

平塚市教育委員会 学校教育部学校給食課 令和2年1月9日

## 委託名: (仮称)平塚市学校給食基本構想・基本計画策定支援等業務委託

No.	項目名	質問内容	回答
1	仕様書「7」	打合せの頻度等については、1ヵ月に1回程度、貴市本庁舎内で行うとの認識でよろしいでしょうか。	業務の進捗度合いにより変わるものと考えられます。受託候補者の選定後、御提 案の業務スケジュールと合わせて最終的に調整します。
2	仕様書「14(1) 」	「将来推計等から最大食数を算出」とありますが、児童生徒数・学級数については、貴教育委員会が作成している数値データを貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
3	仕様書「14(1) 」	計画地の土壌汚染調査、地質調査、測量調査は完了していると理解でよろしいでしょうか。これらの調査は、未着手の場合であっても、本業務の範囲に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	計画地の土壌汚染調査、地質調査、測量調査は、本業務とは別に必要に応じて本市で実施します。
4	仕様書「14(1) 」	関係会議の運営補助における資料提供についてはデータのみとし、会議用資料の印刷等は貴教育委員会が行うという理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
5	仕様書「14(2)」	中学校15校のみの学校施設調査が求められていますが、自校式の小学校7校は現状を維持するため、中学校施設と同様の調査は不要であるという理解でよろしいでしょうか。	自校式の小学校7校について、中学校施設と同様の調査は不要です。 ただし、仕様書「14(1) 」の調査・検討を進めていく中で、必要に応じて 調査を実施していただくこともあります。
6	仕様書「14(2) 」	中学校15校の図面は、CAD等の電子データで貸与いただけると認識しておりますが、よろしいでしょうか。	電子化されている図面については、TIFFデータ(提供可能な場合はCADデータ)等で提供します。
7	仕様書「14(2) 」	「配送などに課題のある学校への調査」については、現時点で要否を判断できない「建物施設の老朽度調査」、「アスベスト調査」、「周辺道路の交通量調査」などは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
	提案書の提出者の選定にかか る基準 2 (1)	「 学校施設の調査」の'学校施設'には学校給食共同調理場を含むという 理解でよろしいですか。	その通りです。
9	提案書の提出者の選定にかか る基準 2 (1)(ウ)	自校調理室を含む学校施設を対象とした空調整備事業に係る学校施設の調査は、(ウ)の項目に該当すると理解しますが、よろしいですか。	その通りです。

## 質問回答書

平塚市教育委員会 学校教育部学校給食課 令和2年1月9日

## 委託名: (仮称)平塚市学校給食基本構想・基本計画策定支援等業務委託

No.	項目名	質問内容	回答
10	提案書の提出者の選定にかか る基準「2(2)」及び業者 選定評価基準表	他市においては、年度ごとに業務を発注する方針により、同一事業に対して計画策定業務とPF1導入可能性調査業務を別業務として発注する例が多くあります。このため、貴市の示す、「単一業務で発注された実績を高く評価する基準」は不公平感があります。 つきましては、下記のいずれかに変更していただけないでしょうか。評価対象件数を10件に制限せず、上限の点数を設ける。記載する数の上限を、業務(契約)単位ではなく、事業単位とする。	「提案書の提出者の選定にかかる基準」及び「業者選定評価基準表」について、実績件数の変更はいたしません。 したがって、第1-3号様式には、複数の業務を一体的に実施した実績を優先的に記載してください。ただし、この評価点数は提案者の選定のために使用するものであり、提案者選定後の提案書の評価には含まれません。 なお、第2-4号様式に記載する担当者の実績は、単一の業務であれば1件は0.6点であり、複数の業務を一体的に実施し、複数の業務に関わったとみなせる場合には、各業務の上限の件数の範囲で、2件ないし3件とみなします。ただし、管理技術者及び主たる技術者の配点の上限はそれぞれ6.0点となっていますのでそれを超えることはありません。
11	業者選定評価基準表	「担当者の実績等」の配点の対象については、「学校給食施設に関する」内容である必要はないという理解でよろしいですか。	計画策定は学校給食に関するものに限ります。 なお、PFI導入可能性調査、学校施設調査は学校給食施設に関するものでなくとも 実績として認めます。
12	第2 4様式「 」	予定担当者の実績は、第1 - 3号様式と同様に、平成21年4月1日以降のものに限るという理解でよろしいですか。また、今年度末に完了予定の業務を記載することは可能でしょうか。	第1-3号様式、第2-4号様式ともに平成21年4月1日以降に完了した業務とし、提案 書提出時点で完了している業務であれば記載を認めます。